

正誤表

「16. 脱退一時金について」

(「加入者・運用指図者の手引き」29 ページ)

正	誤
<p>● 個人型年金は、原則として、中途解約して払い戻しを受けることはできません。ただし、以下の①～⑦の支給要件をすべて満たす場合は、脱退一時金を受給することができます。</p> <p>①60歳未満であること</p> <p>②企業型確定拠出年金（企業型年金）加入者でないこと</p> <p>③国民年金保険料免除者、外国籍の海外居住者等個人型年金に加入できない者であること</p> <p>④日本国籍を有する海外居住者（20歳以上60歳未満）でないこと</p> <p>⑤確定拠出年金の障害給付金の受給権者ではないこと</p> <p>⑥通算拠出期間が5年以下（注1）、又は個人別管理資産が25万円以下であること</p> <p>⑦最後に企業型年金又は個人型年金の資格を喪失した日から2年以内であること</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 20px; text-align: center; font-size: 2em; font-weight: bold; margin-top: 20px;">削 除</div>	<p>● 個人型年金は、原則として、中途解約して払い戻しを受けることはできません。ただし、以下の①～⑦の支給要件をすべて満たす場合は、脱退一時金を受給することができます。</p> <p>①60歳未満であること</p> <p>②企業型確定拠出年金（企業型年金）加入者でないこと</p> <p>③国民年金保険料免除者、外国籍の海外居住者等個人型年金に加入できない者であること</p> <p>④日本国籍を有する海外居住者（20歳以上60歳未満）でないこと</p> <p>⑤確定拠出年金の障害給付金の受給権者ではないこと</p> <p>⑥通算拠出期間が5年以下（注1）、又は個人別管理資産が25万円以下であること</p> <p>⑦最後に企業型年金又は個人型年金の資格を喪失した日から2年以内であること</p> <p>（資格喪失日が2017年1月1日以降から2022年4月30日以前の場合の経過措置）</p> <p>現行の脱退一時金の支給要件は以上のとおりですが、最後に企業型年金の資格を喪失した日が2017年1月1日以降から2022年4月30日以前の方には、経過措置が設けられており、以下の①～⑤の支給要件をすべて満たす場合、脱退一時金を受給することができます。</p> <p>①国民年金保険料の納付を免除されていること（※）</p> <p>②確定拠出年金の障害給付金の受給権者ではないこと</p> <p>③通算拠出期間が5年以下（注1）、又は個人別管理資産が25万円以下であること</p> <p>④最後に企業型年金又は個人型年金の資格を喪失した日から2年以内であること</p> <p>⑤企業型年金の加入者資格喪失時に脱退一時金を受給していないこと</p> <p>※産前産後免除期間にある国民年金の第1号被保険者（自営業者等）の方、障害基礎年金裁定通知を受けた方及び国民年金法第89条第1項第3号の施設に入所している方は除きます。</p>